

## 沼津市分別収集計画

令和7年7月 沼津市

## ===== 目次 =====

1	計画策定の意義	• • • • •	P 1
2	基本的方向	• • • • •	P 1
3	計画期間	• • • • •	P 1
4	対象品目	• • • • •	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	• • • •	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	• • • • •	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	• • •	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	• • • • •	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法	• • • • •	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	• • • • •	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	• • • • •	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第6号)	• • • • •	P 6

# 沼津市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

近年、私たちは便利で快適な生活を享受できるようになった一方で、大量に生み出される廃棄物は、大量生産、大量消費のライフスタイルの象徴であり、身近な生活圏への環境問題に留まらない、資源の枯渇、地球温暖化の象徴でもある。

本市が全国に先駆けて行ったごみの3分別収集は、市民と行政が一体となりごみの減量と再資源化を進めるという、当時においては大変画期的なシステムであった。

しかし、限りある資源を次世代に引き継ぐためには、市民と行政だけではなく、ものを作り出している製造業者、消費者にものを供給する事業者とともにごみを発生させない取組を推進させることが必要である。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにして、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組む方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当っての基本的方向を以下に示す。

- ・ ものを大切にし、資源を循環させる持続可能なくらし
- ・ ごみ発生及び排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 「ごみを出さず・ごみを作らず・ごみを売らず・ごみを買わない」社会づくり

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5,182 t	5,148 t	5,111 t	5,076 t	5,041 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当っては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・過剰包装の抑制

ごみ減量・資源化推進協力事業所（「すまいるしょっぷ」）を通じ、スーパー・マーケット等小売店での包装の簡素化やペットボトルなどの資源化物回収などを推進する。

- ・水筒、買い物袋持参の啓発

- ・エコマーク、グリーンマーク製品の積極的な利用、購入の推進

- ・ごみ分別説明会、出前講座他環境教育、啓発活動の充実

ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうよう、自治会等の要請に応じて職員が説明を行う「ごみ分別説明会」、市民の生涯学習活動を支援するため職員を講師として学校その他各種グループへ派遣する「出前講座」等環境教育に積極的に取り組む。

ごみ排出状況の推移、最終処分場の逼迫、処理経費等ごみ処理の状況について情報を提供し認識を深めてもらい、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等に関する啓発活動を積極的に推進していく。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類は、下表左欄のように定める。

収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の 容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>無色のガラス製容器</li> <li>茶色のガラス製容器</li> <li>その他の色のガラス製容器</li> </ul>
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	173 t		172 t		170 t		169 t		168 t	
主としてアルミ製の容器	140 t		139 t		138 t		137 t		136 t	
無色のガラス製容器	(合計) 419 t		(合計) 416 t		(合計) 413 t		(合計) 410 t		(合計) 407 t	
	引渡量 419 t	独自処理量 0 t	引渡量 416 t	独自処理量 0 t	引渡量 413 t	独自処理量 0 t	引渡量 410 t	独自処理量 0 t	引渡量 407 t	独自処理量 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 199 t		(合計) 198 t		(合計) 197 t		(合計) 195 t		(合計) 194 t	
	引渡量 199 t	独自処理量 0 t	引渡量 198 t	独自処理量 0 t	引渡量 197 t	独自処理量 0 t	引渡量 195 t	独自処理量 0 t	引渡量 194 t	独自処理量 0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 177 t		(合計) 175 t		(合計) 174 t		(合計) 173 t		(合計) 172 t	
	引渡量 177 t	独自処理量 0 t	引渡量 175 t	独自処理量 0 t	引渡量 174 t	独自処理量 0 t	引渡量 173 t	独自処理量 0 t	引渡量 172 t	独自処理量 0 t
主として飲料用の紙製容器(原材料としてアルミニウムが利用されたものを除く)	6.0 t		6.0 t		6.0 t		6.0 t		5.0 t	
主として段ボール製の容器	221 t		220 t		218 t		217 t		215 t	
その他紙製容器包装	(合計)									
	引渡量	独自処理量								
ペットボトル (規則第4条第5号)	(合計) 290 t		(合計) 288 t		(合計) 286 t		(合計) 284 t		(合計) 282 t	
	引渡量 7 t	独自処理量 283 t	引渡量 7 t	独自処理量 281 t	引渡量 7 t	独自処理量 279 t	引渡量 7 t	独自処理量 277 t	引渡量 7 t	独自処理量 275 t
主としてプラスチック製容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 1,979 t		(合計) 1,966 t		(合計) 1,952 t		(合計) 1,939 t		(合計) 1,926 t	
	引渡量 1,979t	独自処理量 0t	引渡量 1,966t	独自処理量 0t	引渡量 1,952t	独自処理量 0t	引渡量 1,939t	独自処理量 0t	引渡量 1,926t	独自処理量 0t
内白色トレー	(合計)									
	引渡量	独自処理量								

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物の量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込みは、直近5年度の実績から求めた人口比率×予想人口とした。

予想人口は、沼津市一般廃棄物処理基本計画（令和5年12月改定）の将来人口の推計の数値とし、下記のとおりとした。

令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
183,928人	182,686人	181,444人	180,202人	178,958人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制の活用及び民間事業者へ委託して実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等
缶	スチール製 アルミ製	缶類	市による定時収集 (委託)	売却先業者(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
びん	無色ガラス容器	びん類	市による定時収集 (委託)	沼津市清掃プラント(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
	茶色ガラス容器			
	その他のガラス容器			
紙	紙パック	飲料用紙パック	市による定時収集 (直営・住民団体による集団回収)	沼津市清掃プラント(戸田分のみ、民間業者) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
	段ボール	段ボール	市による定時収集 (直営・住民団体による集団回収)	
プラスチック容器包装	ペットボトル	ペットボトル	市による定時収集 (委託)	委託業者(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定時収集 (委託)	委託業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びん及び飲料用紙パックについては、沼津市清掃プラントで保管する。缶・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装については、民間事業者で選別、圧縮、保管する。令和12年1月から、びん、缶、ペットボトルは新中間処理施設で処理予定である。

戸田地区の缶、びん、ペットボトルについては、従来どおり土肥リサイクルセンターにて選別、圧縮、保管するが、令和12年1月から、戸田分も新中間処理施設で処理予定である。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製 スチール製	缶類	回収袋 コンテナ	平ボディトラック クレーン付4t車	売却先業者(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター(選別・圧縮施設)) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
無色ガラス容器	びん類	プラスチックコンテナまたは容器なし	平ボディトラック 3.5t車	沼津市清掃プラント(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
茶色ガラス容器				
その他のガラス容器				
飲料用紙パック	紙パック	縛る	平ボディトラック 3.5t車 パッカー車 4t	沼津市清掃プラント(保管) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	回収袋	平ボディトラック クレーン付4t車	委託業者(戸田分のみ、土肥リサイクルセンター(選別・圧縮施設)) ※令和12年1月～新中間処理施設で処理予定。
その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	個人排出用 市指定袋	パッカー車 4t	委託業者 (選別・圧縮施設)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第6号）

事業者回収可能な品目については、製造元でのリサイクルを中心に進めるシステムの確立を図る。

市民の分別排出の意欲を高めるため、現在の資源化物回収活動奨励金の制度を継続するとともに市民が主体となって行っている集団回収活動を地域活性化方策のひとつと位置づけ、必要に応じて効率的な回収ができるよう支援する。